

議 会

市議会12月定例会報告

問い合わせ 管理課 山本 ☎ (23) 0050

12月3日から12月20日までの会期中で市議会12月定例会が行われましたので、その主な内容をお知らせします。

一般会計補正予算(第3号)
 平成24年度第3回目の補正で、9641万7千円を増額し、補正後の総額を182億6764万2千円としました。
 今回の補正では、衆議院議員総選挙に係る経費、公共施設の修繕にかかる経費、補助事業の交付決定による事業費の増額などの予算を計上しました。

牧之原市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
 牧之原市暴力団排除条例の施行を受け、市が設置する公の施設から暴力団の利益となる使用を排除するため、関係条例の整理に関する条例を制定しました。

牧之原市相良消防本部および消防署の設置に伴う条例の整備
 牧之原市相良消防本部および消防署の設置に伴い、「牧之原市相良

地域火災予防条例」および「牧之原市相良地域消防手数料徴収条例」を新たに制定した他、次の各条例について必要な改正を行いました。

「牧之原市情報公開条例」「牧之原市個人情報保護条例」「牧之原市職員定数条例」「牧之原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」「牧之原市職員の給与に関する条例」「牧之原市職員の特殊勤務手当に関する条例」「牧之原市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例」

指定管理者の指定について
 市立あおぞら保育園の管理運営に関し、「社会福祉法人「羊会」を指定管理者として指定することについて、議決されました。

この他、「牧之原市一般職の任期付職員の採用に関する条例」の制定、「牧之原市防災会議条例」および「牧之原市災害対策本部条例」の一部改正、人権擁護委員の候補者推薦、牧之原市相良消防庁舎建設工事変更請負契約、牧之原市防災行政無線施設電気通信工事請負契約について可決、同意がされました。

施設

きれいになった静波体育館をご利用してください

問い合わせ 健康推進課 松浦 ☎ (23) 0025

1月5日に「静波体育館耐震補強工事の完成を祝う会」が同体育館で開かれ、市や体育協会、スポーツ推進員など関係者約100人が出席しました。利用者を代表して、市バウンドテニス協会の大石美智春会長が「きれいになった体育館で今まで以上にスポーツを通して交流を深めたい」と感謝の言葉を述べました。

児童館一輪車クラブの演技披露、バスケットやファミリアドミンゴの実演、市が普及を推進している健康スポーツ「吹き矢」の大会も行われ、参加者は新しくなった体育館の感触を楽しみながら完成を祝いました。



バスケットボールスポーツ少年団「シリウスクラブ」による実演



初体験の吹き矢を楽しむ参加者



息の合った演技を披露する児童館一輪車クラブの皆さん

消 防

平成25年度から運用を開始します 牧之原市相良消防庁舎建設工事が完了しました

問い合わせ 防災課広域消防整備室 永野 ☎ (23) 0058

昨年4月17日に着手した波津の相良消防庁舎建設工事が、予定どおり12月末に完了しました。建設地近隣や関係者の皆さんには、工事期間中、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございました。

相良消防庁舎内覧会
 ぜひ、見学にお越しください。
 日時 3月24日(日)
 午後1時30分～2時30分
 *受付は午後1時から、相良消防庁舎の正面玄関で行います。

■庁舎所在地：牧之原市波津191番地1



完成した相良消防庁舎の外観

■消防庁舎の概要

建物名称	床面積 (㎡)	構造・規模
庁舎・車庫棟	2,374.23	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造
訓練棟	294.02	鉄骨造5階建
その他	38.45	自転車置き場など
合計	2,706.70	

自 治

シリーズ自治基本条例推進会議 第7回 これまでの検討結果をまとめました

問い合わせ 地域政策課 石神 ☎ (23) 0053

1月28日に第8回牧之原市自治基本条例推進会議を開催しました。「市民参加条例(仮称)」の素案作成について、第4回から第7回まで検討してきた経過について説明した後、これらの結果を反映させた「市民参加条例素案要綱(検討案)」を確認しました。

主な意見は次のとおりです。
 ▼ 全体的に書いてあることが難しいので、解説が必要。
 ▼ 市民に理解してもらう必要があるため、分かりやすくなじみのある言葉で書いて欲しい。
 ▼ 市民参加の方法として「アンケート調査」や「SNS(社会的ネットワーク)をインターネット上で構築するサービスのこと」を活用した意見募集」などの追加も検討する必要がある。

条例素案の作成を協働で進めるため、2月28日開催の第9回推進会議では、今回提出した検討案を市職員にも説明し、意見交換を行います。市民投票制度を含めた市民参加の方法に重点を置き、グループでのワークショップや全体での意見交換を行う予定です。第9回の意見は、第8回の意見

とともに、今後の検討に反映させていただきます。

■市民参加条例(仮称)素案作成に関する検討経過

回	第4回	第5回	第6回	第7回
検 討 内 容	市民参加の方法 (市長からの諮問書の内容説明)	市民参加の方法 ①パブリックコメント ②審議会等 ③ワークショップ ④意見交換会 ⑤その他	市民参加の方法 ①～④変更なし ⑤市民政策提案手続(項目追加) ⑥その他(変更なし)	変更なし
	市民参加の実施 (同上)	市民参加手続の実施原則 市民参加手続の実施時期	市民参加の実施 (実施状況や結果の公表のみならず、実施予定を含める方針)	変更なし
	市民投票 (同上)	変更なし	市民投票 ■個別型 ・請求権/市民のみ ・請求条件/有権者の1/50以上の署名 ・投票資格者/満20歳以上	第6回案を承認